

抗 議 文

本県では、1994年以降、県北地域を中心として米軍機とみられる低空飛行訓練が激しさを増しており、地域住民は、日々、爆音や事故等の不安に悩まされています。このため、本県としましては、これまでも繰り返し、日本国政府を通じて訓練中止の措置等を要請するとともに、大使閣下に対して、目撃情報の集計結果とともに要請文を送付しているところです。

在日米軍による低空飛行訓練については、安全性確保及び住民への影響軽減のための具体策について、人口密集地域に妥当な配慮を払うなどの6項目が1999年1月14日の日米合同委員会において合意されています。

また、2004年4月1日付けの本県から米海兵隊岩国航空基地司令官宛ての抗議文に対する同月8日付けの返書において、同司令官は、騒音が発生しやすいような気象条件の時は、広島市上空の飛行を回避する事に努めるよう岩国基地航空管制官に指示を出すとの考えを示されています。

しかしながら、2007年12月7日（金）13時ごろ（天候：曇り）に広島市中心地を通過する戦闘機の低空飛行訓練が行われ、多くの県民の方から騒音の苦情が寄せられました。

このため、中国四国防衛局を通じて確認を行ったところ、当該戦闘機は米軍機である旨の回答を得ました。

これまでの度重なる要請にもかかわらず、このような事態が発生したことは、極めて遺憾であります。

ここに県民の不安の解消と安全を確保する立場から厳重に抗議するとともに、こうした低空飛行訓練を即時中止するよう強く要請します。

2008年1月11日

アメリカ合衆国

駐日本国特命全権大使

ジョン・トーマス・シーファー 閣下

日本国 広島県知事 藤田 雄山

抗議文

本県では、1994年以降、県北地域を中心として米軍機とみられる低空飛行訓練が激しさを増しており、地域住民は、日々、爆音や事故等の不安に悩まされています。

このため、本県としましては、これまでも繰り返し、日本国政府を通じて訓練中止の措置等を要請するとともに、アメリカ合衆国駐日本国大使閣下に対して、目撃情報の集計結果とともに要請文を送付しているところです。

在日米軍による低空飛行訓練については、安全性確保及び住民への影響軽減のための具体策について、人口密集地域に妥当な配慮を払うなどの6項目が1999年1月14日の日米合同委員会において合意されております。

また、2004年4月1日付けの本県から米海兵隊岩国航空基地司令官宛ての抗議文に対する同月8日付けの返書において、同司令官は、騒音が発生しやすいような気象条件の時は、広島市上空の飛行を回避する事に努めるよう岩国基地航空管制官に指示を出すとの考え方を示されています。

しかしながら、2007年12月7日（金）13時ごろ（天候：曇り）に広島市中心地を通過する戦闘機の低空飛行訓練が行われ、多くの県民の方から騒音の苦情が寄せられました。

このため、中国四国防衛局を通じて確認を行ったところ、当該戦闘機は米軍機である旨の回答を得ました。

これまでの度重なる要請にもかかわらず、このような事態が発生したことは、極めて遺憾であります。

ここに県民の不安の解消と安全を確保する立場から厳重に抗議するとともに、こうした低空飛行訓練を即時中止するよう強く要請します。

2008年1月11日

在日米軍司令官 ブルース・A・ライト中将 殿

日本国 広島県知事 藤田 雄山

平成20年1月11日

外務大臣様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
国際室

米軍機の低空飛行訓練の中止等について

本県をはじめ中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいることから、本県では、市町等から提供された目撃情報を平成9年度から取りまとめており、これまでも繰り返し貴職に対し、その実情を報告するとともに、低空飛行訓練の中止等の措置を要請しているところです。

在日米軍による低空飛行訓練については、安全性確保及び住民への影響軽減のための具体策について、人口密集地域に妥当な配慮を払うなどの6項目が平成11年1月14日の日米合同委員会において合意されています。

また、平成16年4月1日付けの本県から米海兵隊岩国航空基地司令官宛ての抗議文に対する同月8日付けの返書において、同司令官は、騒音が発生しやすいような気象条件の時は、広島市上空の飛行を回避する事に努めるよう岩国基地航空管制官に指示を出すとの考えを示されています。

しかしながら、平成19年12月7日（金）13時ごろ（天候：曇り）に広島市中心地を通過する戦闘機の低空飛行訓練が行われ、多くの県民の方から騒音の苦情が寄せられました。

このため、中国四国防衛局を通じて確認を行ったところ、当該戦闘機は米軍機である旨の回答を得ました。これまでの度重なる要請にもかかわらず、このような事態が発生したことには、極めて遺憾であります。

米軍の低空飛行をはじめとする訓練が米軍の運用にかかる問題であることは承知していますが、貴職におかれでは、訓練の実情や、激しい騒音被害、更には米軍機による事故に対する不安など、訓練が実施されている地域の住民の心情を十分に理解していただきたいと存じます。

については、県民の不安の解消と安全確保の見地から、速やかに次の措置が講じられるよう、貴職から米軍等の関係機関に申し入れていただくことを強く要請します。

- 1 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- 2 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。
- 3 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。

平成20年1月11日

防衛大臣様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
国際室

米軍機の低空飛行訓練の中止等について

本県をはじめ中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいることから、本県では、市町等から提供された目撃情報を平成9年度から取りまとめており、これまで繰り返し貴職に対して、その実情を報告するとともに、低空飛行訓練の中止等の措置を要請しているところです。

在日米軍による低空飛行訓練については、安全性確保及び住民への影響軽減のための具体策について、人口密集地域に妥当な配慮を払うなどの6項目が平成11年1月14日の日米合同委員会において合意されています。

また、平成16年4月1日付けの本県から米海兵隊岩国航空基地司令官宛ての抗議文に対する同月8日付けの返書において、同司令官は、騒音が発生しやすいような気象条件の時は、広島市上空の飛行を回避する事に努めるよう岩国基地航空管制官に指示を出すとの考えを示されています。

しかしながら、平成19年12月7日（金）13時ごろ（天候：曇り）に広島市中心地を通過する戦闘機の低空飛行訓練が行われ、多くの県民の方から騒音の苦情が寄せられました。

このため、中国四国防衛局を通じて確認を行ったところ、当該戦闘機は米軍機である旨の回答を得ました。これまでの度重なる要請にもかかわらず、このような事態が発生したことには、極めて遺憾であります。

米軍の低空飛行をはじめとする訓練が米軍の運用にかかる問題であることは承知していますが、貴職におかれでは、訓練の実情や、激しい騒音被害、更には米軍機による事故に対する不安など、訓練が実施されている地域の住民の心情を十分に理解していただきたいと存じます。

については、県民の不安の解消と安全確保の見地から、速やかに次の措置が講じられるよう、貴職から米軍等の関係機関に申し入れていただくことを強く要請します。

- 1 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- 2 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。
- 3 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。